

千葉県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和4年3月30日

| | | | | |
|---------|-----|---|---|---|
| 千葉県監査委員 | 大 | 木 | 正 | 人 |
| 同 | 宮 | 原 | 清 | 貴 |
| 同 | 小松崎 | 文 | 嘉 | |
| 同 | 麻 | 生 | 紀 | 雄 |

3千総総第1300号

令和4年3月22日

千葉市監査委員 大 木 正 人
同 宮 原 清 貴
同 小松崎 文 嘉
同 麻 生 紀 雄
様

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成18年度監査報告第1号、令和2年度監査報告第10号及び令和3年度監査報告第7号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

| 監査の結果（指摘事項） | 講じた措置 |
|--|---|
| <p>(2) 指摘</p> <p>ウ 年会費等の使途を明確にすべきもの （経済農政局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>経済農政局（農政センター農業経営支援課）においては、東部ブロック市立農場協議会の年会費及び会議の出席者負担金を支出していたが、協議会における予算・決算が作成されておらず、年会費の使途や会議の出席者負担金の内訳が明らかでなかった。また、実際の支出を確認したところ、宿泊費を除く会議の出席者負担金全額と年会費の半分程度が会議後の懇親会費等に充当されており、適正な支出とは言い難いものであった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>協議会において、予算・決算の作成や出席者負担金の内訳の明示など、費用の明確化について改善提案をし、支出の適正化を図られたい。</p> | <p>令和 2 年 3 月の規約改正により、会計監査を置き、次期開催市の農場責任者がこの任にあたることとした。</p> <p>また、令和 3 年 10 月開催の場長会議にて規約及び規程の改正提案を行い、出席者負担金を廃止し、懇親会費等については参加者の自己負担とすることとした。</p> |